

令和 7 年度ゲートキーパー養成研修講師派遣事業実施要綱

1 趣旨

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要で、一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただくことや、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法を身につける事など、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺予防につながる。

県内の自殺者は、平成 10 年以降、年間 300 人を超える状況が続いていた。平成 24 年以降は 300 人を下回り、減少傾向にあったが、いまだに年間 200 人以上の方が自殺へと追い込まれている非常事態は続いている。このことから、専門職にかかわらず、多くの住民にゲートキーパーとしての知識や技術を取得する機会を提供し、広域的・重層的な見守り体制を構築し、自殺予防の推進を目的とする。

2 事業の名称

委託事業の名称は「令和 7 年度ゲートキーパー養成研修講師派遣事業」とする。

3 実施期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 派遣対象

県内に居住する者（特定の個人、営利意図をもつ研修会等、国又は地方公共団体の施策に反対する会議等、政治的又は宗教的意図を持つ勉強会等、その他知事が不適当と認める研修会等を除く）

5 事業の内容

対象者が企画する研修会、勉強会などへ下記のとおり講師派遣を行う。

- (1) ゲートキーパー養成研修講師派遣の申込みを受け付ける
- (2) 申込み者と調整し研修会へ講師を派遣する。
- (3) 派遣は予算の範囲内で概ね 16 回程度行う。
- (4) 受講前後の意識調査を行う

* 研修講義内容として以下参照

- (1) ゲートキーパーの基礎知識(40 分)
 - ア 自殺の現状とゲートキーパーの役割
 - イ 悩みを抱えた人への支援の方法(5 つの基礎ステップ)
- (2) 傾聴法、リラクゼーション法(50 分)
 - ア 話の聞き方、安心と情報の与え方
 - イ 気持ちを和らげるために自分で対応できる対処法(セルフヘルプの勧め)

6 事業の実施者

県内の関係機関へ事業委託する。